

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

岩 国 市 長 福 田 良 彦

市町村名 (市町村コード)	岩国市 (35208)	
地域名 (地域内農業集落名)	北中山地域 (ニツ野三城、程野)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月28日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

北中山地域では、1つの任意組織が存在します。また、中山間地域等直接支払交付金の集落協定が2つ、さらには多面的機能支払交付金に関する組織が1つあります。当地域では農業者の高齢化が進行しており、8割の農業者の後継者が未定であるため、後継者不足が懸念されています。このため、持続的に農地を利用しながら地域の活性化を図るためには、担い手の確保・育成や集落営農組織の持続性の確保が課題となります。そのためには、地域全体で農地を守る仕組みづくりが必要です。  
 具体的には、農地の集約化を進めるとともに、集落営農組織のオペレーターや地域農業の担い手となる農業者の育成を検討する必要があります。また、狭小の農地や耕作条件が著しく劣る農地については、保全管理を行う区域とすることも含め、その活用方法を検討していきます。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域では、水稻、飼料作物、わさび、野菜、そして花きの作付けが行われており、これらの反収向上や販路拡大を通じて地域の所得向上を図っています。また、地域の意向に合わせた新たな栽培品目の振興や検討も行います。  
 さらに、地域農業の担い手となる農業者の育成や、地域単位での鳥獣対策を積極的に進めます。営農組織については、次世代の人材の掘り起こしと育成を強化し、後継者がいない農家に対しては、第三者継承を含む経営継承を推進します。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	16.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	16.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積・集約化の方針
農地中間管理機構を活用することにより、担い手への農地の集積・集約化を進めるとともに、地域での話し合いに基づいて、農作業に支障がない範囲で農業を担う者によって農地利用を促進します。また、現在の経営体が営農継続が困難になった場合には、他地域から新たな担い手を受け入れ、その都度地域計画の見直しや変更を行い、地域内の農地の集積・集約化を進めていきます。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借については、地域のニーズを踏まえ、農地中間管理機構に貸付し、農地の集約化を進めていきます。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、必要があれば、農地耕作条件改善事業等の取組を検討します。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
自己管理が可能な農家については、できる限り農業を続けてもらうよう努めます。関係機関と連携し、農地の出し手と受け手のマッチングを行い、農地が効率的に利用されるようにします。また、地域外から新たな担い手となる経営体を積極的に受け入れ、営農が継続できるよう農業経営の支援を行います。さらに、半農半Xや短期・短時間のアルバイトを志向する者の受け入れを支援します。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
当地域に農業支援サービス事業者等が不在。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
① 獣害の被害が拡大しないよう、獣害対策の集落点検マップを作成し、地域ぐるみの防止策の設置に取り組む。 ③ 省略化や効率化が可能な防除ドローン、栽培管理システムの導入を推進する。 ⑤ 栗の新植・改植による生産性の向上に努める。 ⑦ 中山間地域等直接支払交付金集落協定の該当農地においては、適切な農地の維持管理を行う。				